

(仮称) HOKA7太陽光発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1		前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査は、2023年11月から希少猛禽類を対象とした鳥類調査（2営業期）を実施しております。調査方法や地点等に関しては、現地における基礎情報が少ないため、数回実施したうえで鳥類専門家（猛禽類）へヒアリングを実施する予定としております。上記以外の環境影響評価手続きに該当する項目については、方法書以降に現地調査を行う計画としており、具体的な調査時期や内容についても今後調整する予定でございます。
1-2		図書の公表	1次	図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、次の事項について事業者の見解をご教示ください。 ①配慮書のインターネットでの公表において、印刷・ダウンロードを可能としているか、また、そのような対応としている理由。 ②配慮書のインターネットでの公表期間について、縦覧期間終了後も閲覧可能としているか、また、そのような対応としている理由。	①現時点では印刷・ダウンロードは不可の設定としております。事業者として意図しない公表データの利用を防ぐ目的で設定しているほか、他事例も参考に対応を検討したものではありません。 ②公表期間は法定の公表期間に基づき1ヶ月としており、縦覧期間終了後は閲覧ができないように設定する予定でございます。対応の理由としても、①と同様になります。
			2次	①縦覧期間中、12/11～12/15の間、ホームページが閲覧できない不具合が生じていましたが、その原因と閲覧できなかったことに対する見解を伺います。また、少なくともその期間の分は、閲覧期間や意見提出期限を延長すべきではないでしょうか。閲覧期間や意見提出期限を延長しなかった(12/22時点)理由を伺います。 ②閲覧が再度可能になった後もアクセスに対して分かりにくい受け入れ条件が設定されていましたが、このような閲覧しようとする者を戸惑わせる措置を講じていることに対して、見解を伺います。 ③配慮書の縦覧場所での縦覧者数及びインターネットで公開されたページへのアクセス数をご教示ください。また、インターネットでの公開は、住民との相互理解のためにも重要な位置を占めるという認識は高まっていると思いますが、事業者の見解をご教示ください。 ④配慮書の4-52ページでは、植物・植生の専門家から「今後調査を進めていく中で、可能な範囲で調査結果の公開等も視野に検討いただきたい。」との意見があったとのことですが、当該意見への対応について、事業者の見解をご教示ください。	①原因はホームページに関するサイトのバージョンアップに伴い、閲覧できない不具合が生じてしまいました。閲覧できない状況になってしまった件について、この場をお借りしてお詫びいたします。併せて、12/19に開催した住民説明会では周知方法（資料の閲覧期間）の見直しに関する要望もございました。以上の状況を踏まえ、地域住民の皆様等への相互理解並びに情報共有を図るため、意見書の提出期間や資料の閲覧方法について見直しを行いました。まず意見書の提出期間については、ホームページ上での閲覧ができなかった5日分として、郵送及びE-mailでの意見書提出期間を当初の12/26から12/31まで延長いたしました（意見書箱への投函は12/26まで）。また、配慮書の縦覧期間終了後もホームページ上で閲覧が可能な状態といたします。ホームページ上にもその旨に関する一文を記載しております。 ②Web サイトが適切に機能するために必要なCookie が設定されています。基本的な機能を有効にするために必要と考えておりますので、ご理解頂けますと幸いです。 ③配慮書の縦覧場所での縦覧者数は記録等行っていないため、詳細は不明です。また、インターネットで公開されたページへのアクセスログについても現在確認ができておりません。方法書以降の手続きでは、縦覧場所での閲覧者数、ホームページへのアクセス数を記録するよう対応いたします。また、ご指摘のとおり、インターネットでの公開は、地域住民の皆様等への相互理解のために重要と考えております。このため、配慮書の縦覧期間終了後もホームページ上で閲覧が可能な状態としております。 ④ご意見をいただいたとおり、調査結果等の公開も可能な限り対応する予定としております。ただし、重要種等の情報については保護及び保全の観点から、一般への公開等を避ける方針としております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-3		相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	現時点では、釧路市音別町行政センター様との調整の結果、配慮書の縦覧期間中に住民説明会を開催する予定でございます(12/19(火)に音別町コミュニティセンターにて15時・18時の2回に分けて実施)。また、事業実施想定区域周辺の住民の皆様には個別にご挨拶並びに事業に関するご説明等を行っております。今後も関係自治体様や住民の皆様への情報提供を図っていきたく考えており、具体的な方法についてはその都度ご相談させていただきながら進めていく予定でございます。
			2次	①12月19日に開催された説明会について、開催概要(参加人数、環境保全の見地からの主な質問とその回答等)をご教示ください。 ②地域住民との相互理解促進には、図書のダウンロード・印刷を可能とすることが望ましいと考えますが、地域住民へ事業説明等の際に資料を配付している等、工夫されていることがありましたら、可能な範囲でご教示ください。 また、メールやホームページを活用して質問を受け付けることについて、事業者の見解をご教示ください。	①住民説明会の概要を別添1-3①に記載いたします。 ②著作権に基づく慎重な対応が必要と考えているため、ダウンロードや印刷は不可の設定としております。ただし、地域住民の皆様への相互理解促進に向け、インターネット上での図書の閲覧期間は縦覧期間終了後もご覧いただける状態としました。また、12/19に配慮書に関する住民説明会を開催し、その際に環境影響評価手続きと事業概要に関する資料を配布しております(別添1-3②)。現時点では、メールでのご質問の受付は実施しておりませんが、今後方法書以降の手続きにおいて改めてメール等での意見受付を行ってまいります。
追加 1-4		事業主体	1次		
			2次	事業名が「HOKA 7」で、合同会社名が「Sakura2」としながら、縦覧先であるアイビーヴォーグのWebページには本事業に関するような文言は見られず、12月18日現在、同社のWebページのトップには「近日公開」と記載されているなど、一見して本事業の主体が非常に分かりにくく、透明性のない事業者による事業であるように見えます。そこで、 ①どのような経緯でこのような事業名称や合同会社名となったのか、名称の由来を参考にご教示ください。 ②代表の会社と思われるアイビーヴォーグはどのような会社であるのか、本事業とこの企業との関係を、資本・出資面とガバナンスも含めて説明してください。	①合同会社の名称は、日本を象徴するものが良いと考えまして、桜(Sakura)と決定いたしました。事業名称は北海道で7番目に検討した物件で、弊社の整理番号となります。(仮称)としておりますので、今後事業名称の変更について検討してまいります。 ②別添資料1-4に記載いたします。Ib vogt GmbH がドイツ企業で、その100%出資法人の東南アジア統括がIb vogt (Singapore) Pte. Ltd. となります。そのシンガポール法人100%出資の法人が、日本アイビーヴォーグ株式会社になります。Sakura2合同会社は、日本アイビーヴォーグ株式会社と同等のシンガポール法人100%出資の法人となります。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2-1	2.1第一種事業の目的及び内容	1次	「地元自治体などと連携を図り、地域との共生を念頭においた事業として進める」とのことですが、具体的にどのような取組を想定されているかについて、ご教示ください。	具体的な内容については災害時の非常用電源としての利用等を想定しておりますが、今後関係する自治体様との協議のうえ、意向も踏まえた内容を検討進めたいと考えております。
2-2	2-7 2-9	2) 日射量や積雪条件の確認 6) 事業実施想定区域等の設定	1次	①平均全天日射量の目安を12.3MJ/m ² とした理由を伺います。 ②年最深積雪の目安を36cmとした理由を伺います。	①別添2-2(1)として追加したアメダスの「メッシュ平年値2020」より、道内における全天日射量は道東方面や道央方面で比較的高い値が示されています。これらのエリアの数値として、アメダスの過去30年(1991~2020)の平均値(単位はいずれもMJ/m ²)を算出した結果、帯広12.7、網走12.5、札幌12.3となっていることから、札幌の12.3を目安として考えました。 ②①と同様に別添2-2(2)として追加したアメダスの「メッシュ平年値2020」より、道内における最深積雪は道東や道央方面で比較的低い値が示されています。これらのエリアの数値として、アメダスの過去30年(1991~2020)の平均値(単位はいずれもcm)を算出した結果、浦河19.3、苫小牧31.5、釧路35.7となっていることから、釧路の35.7≒36を目安として考えました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-3	2-9	6)事業実施想定区域等の設定	1次	<p>①「区域の設定では、年間を通じ日射量が確保でき、かつ積雪の少なさや太陽電池発電の運営に必要な社会インフラ（特に系統連系）が存在する場所であること、加えて、市街地や学校、医療機関等の環境保全上流いが必要な施設等から離れた場所であり、土砂災害警戒区域等の指定もないこと等の条件から選定した」と記載されています。</p> <p>一方で、図2.2-8では、区域内及びその周辺に保安林や重要湿地が偏在していることが確認されている中で本区域が設定されています。これらについては、区域の検討手法において「法令等の制約を受ける場所」として確認したとされていますが、確認の結果はどのように区域の検討に活かされたのかお示しください。</p> <p>②事業実施想定区域の大部分が防霧保安林であり、一部重要湿地が含まれていることについて、「環境影響の回避又は低減を行うことを前提」として区域から除外していないことは、「各種条件により事業実施想定区域の絞り込みを行った」とする説明と矛盾があるのではないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①各種条件を確認したうえで、「法令等の制約を受ける場所」に該当する保安林は、保安林制度の中で「立木の伐採や土地の形質の変更行為等を制限することにより、その森林の適切な保全と森林施業を確保する制度」とされており、併せて、関係機関への保安林交換申請も同時に進めていることから、他条件よりも優先度を下げた形で検討いたしました。</p> <p>また、重要湿地は明確に範囲が明示されておらず、法令による開発等の規制はありませんが、今後、影響を可能な限り軽減する計画を検討する必要があることから、馬主来沼の周辺に分布している湿地を「生物多様性センターShapeデータダウンロード（湿地）」に示されている範囲を掲載しました。</p> <p>②①と同じく、防霧保安林は交換申請による手続きを進めることで（敷地内の開発面積の確定後、その面積と同等もしくはそれ以上の近隣の土地を交換するということで協議中）、事業実施が可能と判断しているほか、重要湿地につきましても法令上の規制がないことから、区域の絞り込みを行った結果として整理しております。</p> <p>ただし、各専門家の皆様からも重要湿地を取り巻く生態系に関して、ご助言等いただいておりますので、その点に関する配慮等を今後の計画にも反映していく方針としております。</p>
2-4	2-16	図2.2-7検討対象エリアの環境保全上留意が必要な施設等	1次	<p>①馬主来自然公園について点で示されていますが、一般に公園は面的な広さを有しているものと考えます。馬主来自然公園について、環境保全上留意が必要な範囲をどのように考えられているのかについて、ご教示ください。</p> <p>②「建物等」と「住宅等」はどのように区別されているのかをご教示ください。</p>	<p>①馬主来自然公園に関する情報として、範囲を示す情報が各種文献等から得られなかったため、点での記載としております。管理する白糠町には範囲を確認しておりませんでしたので、方法書段階で確認しその結果を記載いたします。環境保全上留意が必要な範囲は、主に利活用が確認される範囲を対象として考えております。</p> <p>②「建物等」は基盤地図情報ダウンロードサービスの「建築物の外周線」を引用しており、住居だけでなく、倉庫や納屋、各種建物とされるものがすべて記されております。このため、環境保全上留意が必要な場所及び住宅等における「住宅等」は居住等（現地に居住していると判断したものの、当該住居に居住しているか詳細まで確定できない）が確認される建物を対象に整理しております。</p>
			2次	<p>白糠町のホームページにおける馬主来自然公園の紹介文の一部に、「自然も豊かであり、なだらかな丘陵地形にヨシ・ハンノキなどの多様な植物群落、沼はパンクル川の水が河口で荒波にせき止められ満水になると自然に太平洋に流れ出る汽水湖となっております。」とあります。</p> <p>(https://www.town.shiranuka.lg.jp/section/keizai/qvum4j000000092y.html)</p> <p>1次回答の①において、主に利活用が確認される範囲を環境保全上留意が必要な範囲と考えられていると回答されていますが、湿原(沼)の機能、湿原につながる広範な周辺地域からの影響(例えば水の流入)も踏まえ、より広い範囲を対象とすべきではないでしょうか。改めて、馬主来自然公園について、環境保全上留意が必要な範囲をどのように考えられているか、ご回答願います。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえ、白糠町様へ確認し、馬主来自然公園の区域図情報をご提供いただきました。湿原(沼)の機能、湿原につながる広範な周辺地域からの影響(例えば水の流入)を考慮できるよう、馬主来自然公園の範囲を方法書にて追記・修正いたします(別添2-4参照)。なお、環境保全上留意が必要な範囲としては、馬主来自然公園全域を対象として考えております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	2-21	5 複数案の設定について	1次	<p>①1案について、「太陽電池の設置幅を狭めることで、改変面積を小さくした計画」とされています。他の条件が変わらないのであれば、改変面積は可能な限り小さくした方が環境影響についても小さく考えられますが、太陽電池の設置幅が狭くなることで生じる環境影響としてはどのようなものが想定されるのか、ご教示願います。</p> <p>②Ⅲ案について、Ⅰ～Ⅱ案に比べて湿地帯の利用を避け、とありますが、P2-23を見る限りでは、ほかの案に比べてどの程度湿地帯の利用が減っているのかわかりません。なぜこの案が湿地帯の利用を避けた計画と言えるのか、詳しく説明願います。</p> <p>③複数案のいずれも重要湿地を含んでいますが、湿地を避けた計画としなかった理由についてご教示ください。</p> <p>④複数案のいずれも太陽電池配置検討エリアは事業実施想定区域の北東部に集中しており、国道38号からの離隔距離が大きくなると思われまます。事業実施想定区域は、既存道路からの接続道路設置検討範囲を考慮して設定されているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>また、伐採樹木のチップ化等を行う施設を事業実施想定区域内に設置することも考慮されているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>⑤表2.2-3に記載されている「改変面積」とは、太陽電池配置検討エリアのみの面積であるのか、その他必要となる土地改変面積も含んでいるのかをご教示ください。</p> <p>⑥複数案のいずれも樹木の伐採が想定されますが、本事業の目的の一つである「地球温暖化防止を図る」ことと両立が可能であるか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①太陽電池の設置幅が狭くなることで生じる環境影響は、現時点では特に想定しておりません。</p> <p>②湿地帯の利用の程度がわかるように湿地改変面積を別添2-5に記載いたしました。Ⅰ案に比べてⅡ案は湿地帯の改変面積が広い計画であるため、表2.2-3のⅢ案の計画概要に記載した、「Ⅰ～Ⅱ案に比べて湿地帯の利用を避け」の記載を「Ⅱ案に比べて湿地帯の利用を避け」に修正いたします。また、方法書の段階で上記の記載に修正いたします。</p> <p>③事業実施想定区域内には、防霧保安林が広く指定されているため、可能な限り樹林の改変面積及び切土・盛土による地形改変面積を小さくするため、湿地環境を含む平坦な区域に太陽光パネルを設置する計画を検討しました。</p> <p>④ご指摘のとおり、国道38号からの離隔距離が大きい状況ではございますが、事業実施想定区域は既存道路からの接続を考慮して設定しております。なお、配慮書では南側からの接続を記載しておりますが、現在町道を迂回する北側からの接続も視野に検討を進めております。</p> <p>また、伐採樹木のチップ化等を行う施設を事業実施想定区域内に設置する計画は、現時点では未定です。</p> <p>⑤表2.2-3に記載されている「改変面積」は、図面に示したⅠ～Ⅲまでの太陽電池配置検討エリアのみの面積を示しております。</p> <p>⑥必要に応じて植林や木材のリサイクルを推進することで「地球温暖化防止を図る」こととの両立を目指します。</p>
			2次	<p>①1次回答①において、「太陽電池の設置幅が狭くなることで生じる環境影響は、現時点では特に想定していない」とのことですが、太陽電池の設置幅を狭くすると、日陰の強度が増し、植物相が変化するなど植物への影響が大きくなります。その一方、幅を広くすると影響を受ける面積が増大するものと考えますが、パネルの設置幅の検討に当たっては、何を優先して影響を評価するのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②1次回答③について、防霧保安林の改変面積を減らす目的は理解しましたが、馬主来沼の重要湿地への選定理由として、湿原植生（ヨシ・イワノガリヤス群落、ハンノキ林、水生植物群落）及びタンチョウの繁殖地であることが挙げられている（環境省ホームページ https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/wetland/w038.html）ことを踏まえ、環境保全の観点からは、このエリアも保安林と同様に改変面積を可能な限り減らす、若しくは改変しない必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>また、今後重要湿地や保安林を避けて規模を縮小した計画となる可能性はあるのでしょうか。</p>	<p>①太陽電池を設置した下部は植物の生育が困難な状態になると判断していることから、植物への影響を可能な限り小さくするため、パネルの設置面積も可能な限り小さくすることを優先しております。</p> <p>②環境保全の観点からも、保安林と同様に改変面積を可能な限り減らす形での配置案を検討してまいります。また、重要湿地や保安林を避けて規模を縮小した計画も視野に検討いたします。ただし、現時点でアセス手続きが不要となる規模での実施については検討しておりません。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-6	2-24	1 発電設備の概要	1次	<p>①太陽電池を設置する際にコンクリート基礎は用いるのでしょうか。</p> <p>用いる場合はアルカリ排水について、下流の重要湿地に与える影響についてどのように考えているのか、伺います。</p> <p>②太陽電池パネルの設置高さは、積雪深よりも高い位置で計画されているのでしょうか。また、積雪深が太陽電池パネルの高さを超えた場合は、どのような対応を想定されているのでしょうか。</p>	<p>①太陽光パネルを設置する範囲の土質調査を今後実施する予定ですが、湿地の範囲は土壌改良を行って基礎を打つか、スクリューの杭を打つかの両案で検討中です。土壌改良を実施する場合は、柱状改良とし下流の重要湿地に与える影響を可能な限り小さくする方針です。</p> <p>②設置高さは、積雪深よりも高い位置で計画しております。積雪深が太陽光を超えた場合は、除雪をする予定としております。</p>
			2次	<p>①貴社は12月中旬に軟弱地盤対策としてパネルの仮設置や排水溝の設置を含む試験施工を実施したとの情報がありますが、実施内容をお示しください。また、関係する各法令の確認状況を示してください。</p> <p>②施行地は保安林内の可能性があります。保安林内における行為の許可について、確認状況をご教示願います。</p> <p>③施行地の埋蔵文化財の有無について、確認状況を伺います。</p> <p>④排水溝の設置は河川流量に影響すると思いますが、河川管理者への確認状況を伺います。</p> <p>⑤湿地への排水溝の設置は環境の改変を目的とするものであり、配慮書手続中に実施することは、その後の調査・予測・評価に影響し得るものと考えますが、アセスの趣旨及び手続上問題ないのか伺います。</p> <p>⑥本試験施行は、釧路市自然と共生する太陽光発電の設置に関するガイドライン第8条の「工事の着手」に該当しないのか、釧路市への確認状況を伺います。</p> <p>⑦1次回答の①に関し、酸性な湿地へのアルカリ混入は、たとえ軽微な変化でも結果として植生に大きな影響を与えます。また、湿原ですから水は移動しますので広域で影響が生じる可能性もあります。湿地への影響は避けられないため、水質を変化させる行為は実施すべきではないと考えますが、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>⑧1次回答の②において、除雪をする予定としていますが、太陽電池の配置計画のⅠ～Ⅲ案は、除雪に必要なパネル間のスペースを考慮した上で検討されたのでしょうか。特にⅠ案は太陽電池の設置幅を狭めた案とのことですが、実現可能な案なのか、事業者の見解をご教示ください。また、除雪を行う場合の堆雪スペースをどのように確保する見通しなのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①12/11～12/15において、事業実施想定区域内にて水路を約200m掘削（水路底面幅1.0m、深さ0.5m～1.4m）いたしました。パネルの仮設及び樹木の伐採は行っておりませんが、保安林内における土地の形質の変更に関する許可を受けずに実施したことから、森林法に違反する行為であるとの通知を受けております。</p> <p>②保安林内における行為の許可については、許可を得ずに掘削を行いました。12/22に釧路総合振興局様に現地を訪問していただき、森林法に違反するものとして中止の通知を受けております。</p> <p>③現在釧路市立博物館様に依頼しており、北海道と調整を行っているところであると報告をいただいております。</p> <p>④今回設置した水路への水の流入は水路法面から染みでてくる僅かなものですが、釧路市音別建設課様から接続の協議を行う必要があるとご指摘を受けております。なお、現在は下流河川（ウライニカル川）には接続しておらず、水路からの水の流出はありません。</p> <p>⑤今後の計画を検討するための事前調査として問題ないものと判断して実施いたしました。当社の認識不足で行政への事前確認が不足していたと判断しております。</p> <p>⑥試掘は工事前の調査の1つと考えていたため、釧路市様との協議はしていませんでした。</p> <p>⑦現時点で詳細な計画が未確定のため、ご指摘の意見を踏まえ、湿地の水質変化等が生じないように、重要湿地を避けたパネル配置の検討してまいります。</p> <p>⑧配慮書段階では、除雪に必要なパネル間のスペースを考慮した案にはなっていませんでした。現時点で実現可能な案として掲載したのにもなりますが、今後除雪や堆雪スペースの確保も含め、パネル設置案を検討してまいります。</p>
追加 2-15	2-24 2-26	2 変電施設 3 系統連携地点 2.2.6 発電所の設備の配置計画の概要 3 輸送計画	1次 2次	<p>太陽光発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せ願います。</p> <p>また、施設の設置等に伴い、ピーク流量の増加が想定されますので、流出抑制対策について、河川管理者と打合せ願います。</p>	<p>ご指摘のとおり、各段階において河川管理者との協議・打合せを行ってまいります。</p>
2-6	2-26 2-34	1 工事計画の概要 5) 廃棄物	1次	<p>建設残土の場外への搬出は行わないとのことですが、場内で処理することにより逆に隣接する重要湿地への影響は生じないでしょうか。</p>	<p>詳細な造成計画は今後対応することになりますが、一部の区域は盛土が必要になると考えております。盛土による重要湿地への影響をできるだけ軽減するよう、盛土する範囲や盛土高さについて、今後検討する予定です。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-7	2-26	2 工事工程の概要	1次	積雪期には、施工可能な工事の内容が限定されると考えますが、冬季における工事の実施有無及び施工内容に対する事業者の見解をご教示ください。	工事スケジュールは今後の検討となりますが、冬季の工事は実施する予定です。施工内容は、環境影響評価手続きの完了時期、林地開発許可の取得時期を勘案し、冬季の施工が可能な工種を選定するため、現段階では未定です。
			2次	冬季施工となる場合、それが可能な工種を選定すると回答していますが、工種を選定とは何を指しているのでしょうか。施工時期によってコンクリート基礎かスクリュー杭基礎かを選定するということであれば、施工時期ではなく設置場所への環境影響の大きさによって基礎を選定すべきと考えますが、事業者の見解をご教示ください。	排水施設の設置や管理用通路の整備等について、冬季での施工が可能などうかを検討する意図で回答いたしました。ご指摘のとおり、基礎工に関する設定においては時期ではなく、施工場所における環境影響の大きさから検討いたします。
2-8	2-26	3 輸送計画	1次	資機材運搬ルートは国道38号を想定しているとのことですが、主にどの区間をルートとして使用予定なのか、現時点の想定をご教示願います。	現時点では、国道38号が資機材運搬ルートとして使用可能と判断しておりますが、具体的な区間までは検討が進んでおりません。方法書の段階で、資機材運搬ルートの具体的な区間を掲載いたします。
2-9	2-29	5 調整池計画 6 排水計画	1次	2-27ページの太陽電池の配置計画案を見る限り、太陽電池は重要湿地に隣接した場所まで設置することから、重要湿地に影響を及ぼさない位置に調整池、沈砂池を配置する余地はないと見受けられますが、見解を伺います。	ご指摘のとおり重要湿地に隣接する場所まで太陽光パネルを配置する計画としておりますので、今後、造成計画や排水計画等を検討し、重要湿地への影響を可能な限り少なくするよう計画を見直して参ります。方法書の段階において、上記の検討経緯を記載することといたします。
			2次	濁水の流入や水環境の変化等は湿地の生態系に長期的に極めて重大な影響を与える可能性が高いものと考えられます。重要湿地への影響を可能な限り少なくするには、重要湿地に水環境の変化等が生じないよう計画することでしょうか。そのような対応が可能なのかも含め、具体的にどのような方針で計画を見直すことを想定されているのか、事業者の見解をご教示ください。	重要湿地への影響を可能な限り少なくするという点については、重要湿地の水環境の変化等が生じないように計画するということを考えております。その対応が可能となるよう、重要湿地を避けたパネル配置を検討いたします。
2-10	2-29	7 緑化計画	1次	現段階で想定している緑化の具体策を伺います。なお、山林や湿地帯などの現況に即した計画とされているかが、わかる回答としてください。	山地では自生している種と同じ種で緑化を行うことを基本に考えております。また湿地においては、外来種の侵入や乾燥化が進行しないような緑化方法や配慮事項を検討いたします。
			2次	①緑化を行う種については、在来種でも産地が遺伝子保全上重要と考えられますが、緑化の具体策をどのような方針で検討されるのか、ご教示ください。 ②外来種侵入・乾燥化抑制のためには、具体的な方法が肝要かと思いますが、どのような検討をされているかをご教示ください。また、現実的には、外来種侵入・乾燥化抑制は緑化のみでは困難かと思われま。そのほかの対策も検討なさっておりますら、ご教示ください。	①在来種の活用においては、区域内の表土を用いた緑化等を検討いたします。具体的には、区域内で改変する際の表土を仮置きし、緑化が必要な箇所に表土を利用すること（表土戻し、法面緑化の際の吹付）を考えております。 ②維持管理の段階にて定期的に草刈りを実施することで、外来種の侵入及び拡大の抑制を図ります。そのほかの乾燥化抑制に関する対策については、現地状況を踏まえ今後検討いたします。
2-11	2-30 ~32	1 事業実施想定区域及びその周囲における他事業	1次	釧路音別太陽光発電所の位置について、EADASで確認された位置と航空写真等から判断される位置が異なっていることから、図2.2-15(1)と図2.2-15(2)で示された位置が異なっているものと解してよろしかったでしょうか。	ご指摘のとおり、EADAS上では概略位置を示したもので図2.2-15(1)に示した位置は発電設備の正確な位置を表したものではありません。航空写真及び現地を確認した結果、今回の事業実施想定区域から南東側に発電所が設置されておりましたので、その状況がわかるように図を分けて整理いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-12	2-31	1 事業実施想定区域及びその周囲における他事業	1次	<p>事業実施想定区域周囲で稼働中の他事業について、</p> <p>①他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。</p> <p>②今後他事業との環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。</p>	<p>①現在までに他事業に関する情報についてはEADASに掲載されている以上の情報は把握しておらず、協議等も実施しておりません。</p> <p>②配慮書段階で把握した他事業は既に供用が開始されており、事業実施想定区域から最短でも500m以上離れた区域に立地しています。累積的影響は、施設の稼働に伴う騒音が想定されますが、パワーコンディショナー等の騒音を発生させる可能性がある機器を他事業に最も近接した位置に設置したとしても騒音の距離減衰により（距離が2倍になると約6dB騒音が減少）影響はほとんどないと判断します。また、施設の設置（太陽光パネルの設置）による景観への影響も考えられますが、上記のとおり500m以上の離隔距離があり、間には樹林があることから、事業実施想定区域の周辺の主要な眺望点から一体として視認することはなく、影響はほとんどないと判断します。なお、今後、事業実施想定区域の周辺で他事業の実施が明らかになった場合は、他事業の工事実施時期等を踏まえ影響を検討すべき環境要素の有無を判断し、累積的影響の評価を実施する必要があるかを検討いたします。</p>
			2次	<p>①騒音に関し、他事業に最も近接した位置に設置した場合について回答されていますが、現在把握されている他事業の位置及び住居等の位置から、他事業に最も近接した位置に設置する場合は住居等への影響が最も大きくなると想定されるということでしょうか。また、距離減衰により影響はほとんどないとのことですが、環境騒音からの変化の程度を把握しなければどのように判断することはできないのではないのでしょうか。</p> <p>②累積的影響の評価を実施する必要があるかは、今後、改めて検討されるとのことですが、方法書作成時にはより定量的な検討をされるのか、検討方針について具体的にお示しください。</p>	<p>①騒音に関する累積的影響は、他事業に最も近接した位置にパワーコンディショナー等の騒音を発生させる可能性を設置した場合のことを想定して回答しましたが、当該地点の近傍には住居は立地しておりません。最も近接した住居は事業実施想定区域の北側約200mに立地しています。パワーコンディショナー等の騒音を発生する機器は今後選定する予定ですが、以下に示す音の伝播理論式から、200m離れた地点では約54dB減衰することから、著しい影響はないと判断します。</p> <p>【音の伝播理論式】</p> $L_A = L_{WA} - 8 - 20 \log r$ <p>L_A：騒音発生源からr(m)離れた地点の騒音レベル</p> <p>L_{WA}：機器が発生する騒音レベル</p> <p>r：騒音を発生する機器から計算地点までの距離</p> <p>②事業実施想定区域の周辺で他事業の実施が明らかになった場合は、他事業の内容を把握し定量的な予測等が必要な項目の有無を判断し、その結果を方法書に記載いたします。</p>
2-13	2-33	2 環境保全に向けた配慮方針	1次	<p>事業実施区域の一部が重要湿地と重複していますが、重要湿地の改変に対する配慮方針をご教示ください。</p>	<p>動植物の生息・生育情報に関わる現状を現地調査等により詳細に把握し、それらへの影響の程度を適切に予測したうえで、改変面積をできるだけ小さくするなど配慮を検討いたします。</p>
			2次	<p>改変しないことが最も影響を小さくすることにつながるものであり、回避を最優先に検討すべきと考えますが、事業者の検討方針をご教示ください。</p>	<p>ご指摘のとおり、回避を最優先したうえで計画を検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-14	2-36	維持管理計画	1次	「湿地帯や馬主来沼等に影響を与えないよう、関係者と協議のうえで薬剤の使用を検討する。」との記載について、 ①「関係者」はどのような者を想定しているのか、ご教示願います。 ②いずれの設置案でも、湿性の区域での太陽光パネルの設置を予定しており、下流域への薬剤の流出をコントロールすることがそもそも可能なのか、事業者の見解をご教示願います。 ③関係者との協議に当たっては使用薬剤とその散布計画等について、事業者から提示する必要があると思われるのですが、それらについての具体的な想定はされているのか、伺います。	①「関係者」は周辺の地域住民や関係自治体、専門家等を想定しております。 ②パネルの配置計画も検討中の段階のため、薬剤使用に関する検討も今後進めてまいります。 ③②と同じく、今後の配置計画と併せて検討いたします。
			2次	①濁水の流入や水環境の変化等は湿地の生態系に長期的に極めて重大な影響を与える可能性が高いものと考えられますが、そのことを踏まえて検討されている薬剤は具体的に何か、また、その薬剤であれば検討の対象となり得ると考えられている理由をご教示ください。 ②関係者との協議の結果、薬剤の使用が難しいと判断された場合、草刈り及び防草シートのみで維持管理することは可能なのでしょうか。また、当該湿地は草刈り機が使用できたり、シートを敷設することが可能な環境なのでしょうか。 もしこれらが不可能な環境である場合、図書に挙げた除草ができず、維持管理が困難になると思われるのですが、代替案を用意しているのでしょうか。現段階の想定で構いませんので、見解をご教示ください。	①維持管理作業に関する除草の手法の一つとして薬剤使用（除草剤）の案を記載いたしました。ただし、現地状況を踏まえ、使用に関する必要性も含めて検討することを前提としていたため、具体的な種類等は検討しておりません。 ②現時点では草刈りや防草シートでの維持管理対応を想定しておりますが、現地の湿性環境や水分条件を調査しないと代替案を検討できないため、それらの条件が把握できたうえで具体的な維持管理手法を検討いたします。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-14	3-17	表3.1-11(1) 事業実施想定区域及びその周囲の主な河川	1次		
			2次	事業実施想定区域内に「チノミ川」も含まれていますので、追記をお願いします。	方法書にて追記いたします。
3-1	3-19	図3.1-10 河川及び湖沼位置図	1次	事業実施想定区域内に河川が流下していますが、河川区域及び河川保全区域の改変に対する事業者の見解をご教示ください。	事業実施想定区域内を流下している河川は普通河川となりますが、今後河川管理者に河川区域及び河川保全区域の範囲を確認するとともに改変の可否を協議いたします。
			2次	事業実施想定区域内を流下している普通河川について、影響が想定される場合は除外を検討してください。	区域内を流下する普通河川の取り扱いについて、河川管理者と協議を実施いたします。
3-2	3-27	2 地質の状況	1次	平成5年に白糠町馬主来地区では、沢地形での盛土箇所が崩壊したとこのことですが、 ①白糠町馬主来地区では過去に発生した地震によって沢地形での盛土箇所が崩壊しているとありますが、どこで発生したものが、図内に示すことは可能でしょうか。 また、発生した箇所の土壌・地質の状況について把握しているのでしょうか。している場合はその種類をご教示願います。 ②本事業の太陽電池配置検討エリアは、馬主来川やウライニカル川に沿っており、同様の危険性が想定されるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。 なお、本事業では盛土を計画していることを踏まえてご回答ください。	①収集した文献には略図での記載となっており、詳細な地点が不明のため、図内に示すことができませんでした。また、発生した箇所の土壌・地質の状況も詳細について記載がないため、把握できておりません。 ②今後、事業実施想定区域内で土質調査を実施し現況の地盤状況を把握した上で、盛土崩壊等の災害が発生しない対策等を策定する計画です。
			2次	盛土崩壊等の災害が発生しない対策等の検討に当たっては、危険箇所を回避することを最優先に検討すべきと考えますが、事業者の検討方針をご教示ください。	ご指摘のとおり、盛土崩壊等の災害発生に関する対策においては、危険箇所の回避を最優先に検討いたします。
3-3	3-34	表3.1-20 重要な哺乳類一覧	1次	文献調査では確認がされなかったようですが、近隣の5kmメッシュでは環境省により絶滅危惧Ⅱ類とされているトウキョウトガリネズミの生息が確認されており、また、事業実施想定区には生息地と同様の環境が存在していると考えられます。 この種に対する認識を伺います。	専門家へのヒアリング（動物：爬虫類・両生類）にて、トウキョウトガリネズミの生息可能性が指摘されているため、今後方法書作成時に本種への対策等も含めた検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-15	3-40 3-57	表3.1-26 表3.1-37 注目すべき生息地/生育地の選定基準	1次		
			2次	①下記のカテゴリーを対象としなかった理由をご教示ください。 ・自然環境保本法：原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 ・北海道自然環境等保全条例：道自然環境保全地域 ②上記カテゴリーに関し、選定基準に該当する対象の有無（有る場合はその名称を含む）及び4章における予測・評価結果の変更の有無（変更がある場合はその内容を含む）をご教示ください。	①いずれも該当する項目がなかったため、リスト上での記載を省略しておりました。方法書にて追記・修正いたします。 ②各カテゴリーに関して、選定基準に該当する対象有無を方法書にて追記・修正いたします。また、4章における予測・評価結果については該当する項目がないため、変更は無しとなります。
追加 3-16	3-43	図3.1-17 ヒグマ生息分布メッシュ図	1次		
			2次	事業実施想定区域を含むメッシュでは、ヒグマの生息は確認されていませんが、周囲のメッシュではヒグマの生息が確認されていることから、事業実施想定区域においてもヒグマが生息している可能性はないでしょうか。事業者の見解をお示しください。 また、質問番号4-10において『事業実施想定区域は、「慎重な調査や検討が求められる」場所に計画しています』との認識を示されていますが、ヒグマが生息している可能性を否定できない場合、慎重な調査の実施が可能であるか、事業者の見解をお示しください。	ご指摘のとおり、事業実施想定区域を含むメッシュにはヒグマの生息情報の確認がない結果となっておりますが、周囲には生息情報が確認されているため、ヒグマの生息する可能性は十分あるものと考えております。 また、ヒグマが生息している場合を想定し、各調査等においては詳細な生息情報が得られるよう調査計画も十分に検討したうえで、調査を実施いたします。
追加 3-17	3-44	図3.1-17 タンチョウ生息分布メッシュ図	1次		
			2次	令和5年11月30日に公表されたタンチョウ生息地分散行動計画（第2.0版）では、「再生可能エネルギーの建設計画を把握した際には、事業者や地方自治体と適切な情報交換を図りつつ、環境アセスメント制度等も活用し、事業者へ適切な配慮を促す必要がある。」とされていることを踏まえ、 (https://hokkaido.env.go.jp/kushiro/press_00090.html) 環境省北海道地方環境事務所又は釧路自然環境事務所との協議状況をご教示ください。	現時点で環境省の関係機関との協議はまだ実施しておりません。今後具体的な事業計画を検討するうえでも、事前に環境省関係機関や自治体との情報交換を図り、適切な配慮が実施できるよう進めてまいります。
3-4	3-56	図3.1-20 重要な植物群落位置図	1次	事業実施想定区域内の広い範囲に植生自然度9、10の群落が生育しています。特にヨシクラスやハンノキ群落は、太陽電池配置検討エリアと広範囲にわたる重複がみられます。これらの群落が生育する範囲は原則改変を避けるべき部分ではありますが、当該部分に対する事業者の見解とともに、今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示しください。	具体的な環境保全措置の検討につきましては、パネルの配置計画も検討中のため、今後検討する予定としております。また、今後の現地調査結果からも周辺に生息・生育する動植物を詳細に把握したうえで、専門家等からのご助言等も参考に検討いたします。
			2次	①1次質問における「ヨシクラスやハンノキ群落が生育する範囲は原則改変を避けるべき部分であります」に対する事業者の見解をご教示ください。 ②湿原の水質は水の移動で左右されるので、周辺（特に上流）の水質（栄養塩など）等の環境変化に鋭敏に反応します。通常は、湿原と発電機の間には相当な距離で緩衝帯を設ける等の対応を行うべきであり、それでも影響は避けられないものと考えますが、事業者の見解をご教示ください。	①可能な限り改変を避けるべき部分ということを踏まえ、配置計画を検討いたします。 ②湿原の水質に変化等が生じないよう、まずは湿原自体の改変に伴う水質変化（濁水等）を避けるため、重要湿地を避けたパネルの配置を検討いたします。併せて、水の移動に伴う水質（栄養塩など）への影響も考慮し、湿原と発電機の間には緩衝帯を設ける等の対応についても検討いたします。
3-5	3-57	表3.1-37 注目すべき生育地の選定基準	1次	分類番号④は、記念保護樹木についても抽出する必要はないでしょうか。	方法書にて記念保護樹木について修正・追記いたします。なお、当該地周辺におきましては該当樹木は指定されていないことを確認しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-6	3-59	3 生態系の状況	1次	①生態系の状況を把握するに当たり表3. 1-39の文献の情報を収集したとされていますが、この節において保安林についての記載はありません。収集した情報はどのように利用されたのでしょうか。 ②また、保安林は公益目的を達成するために指定されているものであり、できるだけ改変を避けるべきと考えます。区域内の保安林は防霧保安林ですが、本保安林の保全対象と、今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示しください。	①保安林の情報は、環境類型区分で樹林地に区分した範囲を設定するための位置情報として利用しました。なお、事業実施想定区域内に指定されている防霧保安林は、自然環境の保全を目的としたものではないため、動植物の生物に関する情報は考慮していません。 ②北海道HP（水産林務部）での防霧保安林は「森林がネットの役割を果たし、霧の移動を抑えて農作物の被害を抑え、見通しをよくすることにより自動車事故の発生を防ぎます。」と記載があることから、国道が保全対象と考えております。環境保全措置としても、できるだけ改変面積を抑え、その機能が維持されるようにパネルの配置計画の検討いたします。
			2次	①1次質問①において、「保安林の情報は、環境類型区分で樹林地に区分した範囲を設定するための位置情報として利用しました。」と回答されていますが、図3. 1-23における食物連鎖の概要を検討するに当たり、「樹林環境」の区分を設けるか否かの判断に活用されたものと解してよろしかったでしょうか。 ②環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成九年十二月十二日 環境庁告示第八十七号）では、第一の二 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針において、(2)のイ（ウ）として、「水源かん養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境」のような重要な自然環境のまとまりの場を把握し、これらに対する影響の程度を把握する旨が記載されていますが、防霧保安林が地域において重要な機能を有する自然環境ではないと判断された根拠をお示しください。 ③本地域の霧は海霧であることが多く、沿岸部から陸地に霧が移動することを考えると事業実施想定区域北部の農地や住宅も保全対象になると考えられます。当該地の環境を改めて確認した上で事業計画を検討する必要があると考えますので、今後どのような環境保全措置を検討していくのか、事業者の見解を改めてお示しください。	①ご指摘のとおり、樹林環境としての区分設定に関する資料の位置づけで活用いたしました。 ②防霧保安林の多くが環境類型区分の「樹林地」に該当しますが、このうち重要な自然環境のまとまりの場としては植生自然度の区分基準を参考に選定しました。植生自然度のうち、植生自然度9や10が自然性の高い植生として区分されていることから、これらに該当する範囲を重要な機能を有する自然環境として判断し、抽出いたしました。 ③1次回答と同じく、環境保全措置としてはできるだけ改変面積を抑え、その機能が維持されるようにパネルの配置計画を検討いたします。
追加 3-18	3-59	表3. 1-39文献その他の資料一覧（生態系）	1次		
			2次	文献No. ④において、調査項目に自然公園があることから、名称欄に自然公園法を追加すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおり、方法書にて追記・修正いたします。
3-7	3-67	3. 1. 6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	①選定された主要な眺望点が1箇所、人と自然との触れ合いの活動の場が2箇所となっていますが、文献のみならず、ほかにも選定すべき対象がないか、地域の関係機関等にヒアリングする必要はないでしょうか。配慮書段階でのヒアリングの必要性について、事業者の見解をご教示ください。 ②また、方法書段階での主要な眺望点、主要な景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場のヒアリングの必要性について、事業者の見解をご教示ください。	①配慮書段階では、関係自治体に相談にうかがった際にパシクル自然公園は、景観に配慮すべき地点として留意する必要がある旨の助言を踏まえ、主要眺望地点として選定しました。また、その他文献等から得られた情報で概ね把握できていると判断しております。なお、方法書の作成段階でも、他にも選定すべき対象箇所がないか改めて関係自治体へのヒアリングや地元住民等からのご意見を収集し、その結果を記載いたします。 ②関係自治体へのヒアリングや地域住民等からの意見内容によって追加箇所が必要となった場合は、方法書の段階で主要な眺望点、主要な景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場の選定結果を記載いたします。
			2次	事業実施想定区域周辺にある施設等からの眺望点が選定されていないので、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても自治体や住民にヒアリングし、眺望点を選定すべきと考えますが、今後実施する予定はございますでしょうか。	日常生活における景観への影響について、関係自治体や地域住民の皆様からのご意見等をもとに、眺望点の追加検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-19	3-81 ~83	1 土地利用の 状況	1次	<p>①事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。</p> <p>②事業実施想定区域内及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1ha を超える（太陽光発電設備を設置する場合は0.5ha を超える）開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるため釧路総合振興局産業振興部林務課と打合せすること。</p> <p>なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があることから、留意すること。</p> <p>【新規許可の場合の審議会諮問基準】</p> <p>(1) 開発行為に係る森林面積が10ha 以上のもの。</p> <p>(2) 開発行為に係る森林面積が10ha 未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha 以上のもの。</p> <p>(3) 開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。</p> <p>(R5. 12 現在、事業実施想定区域内に水資源保全地域はない。</p>	<p>①農業地域及び森林地域を管轄する関係機関に最新の指定状況を確認したうえで、所定の手続きを行ってまいります。</p> <p>②ご指摘のとおり、指定された規模以上の開発行為を実施する場合には、釧路総合振興局産業振興部林務課様との協議・打ち合わせを行ってまいります。</p>
			2次		
3-8	3-84	2 用途地域の 状況	1次	事業実施想定区域及びその周囲における都市計画区域の有無をご教示ください。また、都市計画区域がある場合には、その範囲を図示してください。	事業実施想定区域及びその周囲は都市計画区域に該当しておりませんでした。
3-9	3-85	2) 地下水の利 用状況	1次	事業実施想定区域の周囲に住居等が存在しています。飲用井戸の利用がある場合には配慮が必要と考えますが、飲用井戸の有無についての確認状況、及び配慮に対する事業者の見解をご教示ください。 なお、配慮書段階では確認されていない場合には、今後の確認予定について事業者の見解をご教示ください。	配慮書段階では確認できていないため、今後確認等を進めてまいります。
			2次	事業実施想定区域の周辺の住居等において飲用井戸がある場合には、必要な配慮を行う必要があるのではないのでしょうか。1次質問における「配慮に対する事業者の見解をご教示ください。」に対し、回答してください。 また、井戸の有無は今後確認等を進めるとのことですが、方法書作成時に確認されるのでしょうか。利用状況を把握し、利水への影響が生じないように検討することは対象事業実施区域を設定する上で重要であると考えますが、事業者の見解をご教示ください。	ご指摘のとおり、事業実施想定区域の周辺の住居等において飲用井戸がある場合には、必要な配慮・対応を実施する必要があると考えております。 また、飲用井戸の有無及び利用状況は直接現地で確認し、その結果について方法書に記載いたします。飲用井戸の有無及び利用状況の確認結果を踏まえ、利水への影響が生じないような計画を検討いたします。
3-10	3-92	図3.2-8 環 境の保全につ いての配慮が 特に必要な施 設の配置の状 況	1次	おんべつ学園と事業実施想定区域の間に「建物等」があるとされています。この「建物等」は、どのような施設なのかをご教示ください。	確認したところ、元々「学校法人東日本学園大学（現・東日本学園）」だったようで、現在は「日栄総合技術専門学校」との記載がございます。現在、これらの敷地には立入ができない状況となっています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	3-95、96	図3.2-9 産業廃棄物処理施設の分布状況	1次	<p>①3-95ページにて、『産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設を表3.2-16及び図3.2-9に示す』とありますが、図では施設の位置が示されているのみで、中間処理施設と最終処分場の区別ができないので、修正してください。</p> <p>②出典データは平成24年度のものですが、事業実施の際には、その時点で稼働している施設の所在を把握する必要が生じると考えます。直近データの把握の必要性、及び今後どのように把握することを想定されているのかについて、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①別添3-11として、中間処理施設と最終処分場を区別した図面を作成しました。なお、下記②のとおり方法書の段階では最新の施設情報を把握した結果を記載いたします。</p> <p>②産業廃棄物処理施設の設置場所は、公益社団法人北海道産業資源循環協会のHP上の会員名簿に掲載されている施設情報を基に方法書に記載いたします。また、北海道環境保全局循環型社会推進課がホームページに掲載している産業廃棄物処理業者名簿に掲載されており、上記協会の会員となっていない会社がある場合は、北海道環境保全局循環型社会推進課へ確認し施設情報を方法書に記載いたします。</p>
3-12	3-121～123	(5) 釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	1次	<p>事業実施想定区域と太陽光発電施設を設置するのに適当でないエリアである保安林が重複していますが、保安林を含む区域を事業実施区域とした理由、及びガイドラインとの整合に係る釧路市との協議状況について、ご教示ください。</p> <p>なお、ガイドラインでは適切でないエリアに該当する場合は計画の中止を含めた抜本的な見直しを求めていることを踏まえて回答願います。</p>	<p>パネル配置図確定後、林地開発申請と同時に釧路市産業振興部農林課へ、保安林の交換を提出するという事前協議を行っております。</p> <p>保安林の一部では伐採されている区域もあり、そのことは釧路市も把握済みです。保安林の一部に伐採された区域があることから、保安林としての機能が低下している土地と認識しています。本事業では、事業実施想定区域全体に太陽光パネルを設置することはなく、約1/4程度にパネルを設置する計画ですので、約3/4の森林は現状のままとなります。</p>
			2次	<p>①1次質問において「保安林の機能が低下している土地と認識している」と回答されていますが、保安林の機能が低下している土地であれば、改変を行っても良いと認識されているということでしょうか。保安林の一部に伐採された区域があることをもって、保安林を含む区域を事業実施区域としたことを妥当とする理由をご教示ください。</p> <p>②法令名の3つ目に誤記がありますので、修正願います。</p> <p>誤：北海道自然環境等保全指針 正：北海道自然環境等保全条例</p> <p>③保安林以外のエリアについて、事業実施想定区域との重複状況をご教示ください。また、重複している場合には、ガイドラインとの整合に係る釧路市との協議状況及び釧路市ホームページに掲載されている「太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧」における担当窓口 (https://www.city.kushiro.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/012/162/sankou0713.pdf)との協議状況をご教示ください。</p> <p>④農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、以下の事項に配慮願います。</p> <p>○農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地又採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。</p> <p>○農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないように配慮願います。</p>	<p>①保安林の機能が低下している土地であれば改変を行っても良いという認識ではなく、現状の評価として述べた形になります。計画におきましては、保安林の機能が現状より低下しないよう、保安林を避けたパネル配置を検討いたします。なお、事業実施想定区域は一筆の土地で地番界を基に設定しており、その地番内に保安林が含まれています。</p> <p>②ご指摘のとおり、方法書の手続きにて、修正・追記いたします。</p> <p>③重複しているエリアとしては、北海道自然環境保全指針の「すぐれた自然地域：馬主来沼」のほか、津波防災地域づくりに関する法律の「津波災害警戒区域」が該当しておりました。津波災害警戒区域については、方法書にて追記いたします。なお、釧路市様との協議は実施しておりません。</p> <p>④農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、ご指摘いただいた各種対応を進めてまいります。</p>
追加3-20	3-128	(8) 保安林	1次		
			2次	<p>事業実施想定区域内及びその周囲は、保安林に指定されていますが、太陽光発電事業については、保安林解除の要件を満たすことが難しいのではないのでしょうか。保安林解除の見直し（釧路総合振興局産業振興部林務課との協議状況を含む。）をご教示ください。</p>	<p>現土地所有者と不動産屋で、保安林解除の見直しについて協議中です。申請にはまだ至っておりません。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-21	3- 128	(10)景観法の 指定地域	1次		
			2次	<p>①『平成13年に「景観法」に基づく、「北海道景観条例」を制定している。』と記載されていますが、景観法の制定は平成16年であり、北海道景観条例が施行されたのは平成20年4月1日なので、文章を修正してください。</p> <p>②地域の景観の保全を考える上で、太陽電池発電所の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、太陽電池発電所の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。</p> <p>また、周囲との調和を図るために</p> <p>【釧路市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観行政団体であるため、景観計画等 <p>【その他の市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道景観計画 ・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン <p>を参考にし、事前相談をおこなうなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。</p>	<p>①方法書にて追記・修正いたします。</p> <p>②ご指摘のとおり、地域住民の皆様へも積極的な情報提供並びにご説明等を実施するうえで、相互理解の促進に努めてまいります。</p>
追加 3-22	3- 129	図3.2-12保安 林及び土砂災 害警戒区域等 位置図	1次		
			2次	<p>保安林の区域が示されている図面において、保安林の区域に誤りがあるのではないのでしょうか。釧路総合振興局産業振興部林務課に確認し、その結果をお示ください。</p>	<p>保安林の区域の色分けに誤りがありました（防霧保安林の一部が土砂流出防備保安林の色で表記）。また、釧路総合振興局産業振興部林務課に確認したところ、防霧保安林の範囲に大きな変更はないものの、事業実施想定区域内外の一部で若干ズレがあるとのこと指摘をいただきました（2024年1月10日）。方法書の段階で、区域の色分けや範囲等の情報を確認し、修正いたします。</p>
3-13	3- 131	表3.2-45 関 係法令等によ る規制状況の まとめ	1次	<p>北海道自然環境保全指針（すぐれた自然地域）に該当するとのことですが、その地域の位置や内容が図書では把握できないので、該当状況を具体的にご教示願います。</p>	<p>すぐれた自然地域は、北海道自然環境保全指針の中で記載されており、道東圏域のNo.36に馬主来沼が指定されています。</p>
			2次	<p>馬主来沼がすぐれた自然地域に指定されていることを認識しているにも関わらず、現在設定されている事業実施想定区域の範囲の変更が不要であると判断された理由をご教示ください。</p>	<p>現在設定している事業実施想定区域が一筆の土地であるため、一部馬主来沼が含まれる状況になっております。このため、環境保全の観点からも、保安林と同様に改変面積を可能な限り減らす、若しくは避けた形での配置案を検討してまいります。</p>

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	4-3	表4.1.2 計画段階配慮事項として選定・非選定とする理由【騒音】	1次	<p>①現時点で保全対象に影響が発生する可能性を棄却できないのであれば、計画段階配慮事項として設定し、影響について調査、予測、評価を行う必要があるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>②非選定の理由として、「発生源を住宅等から離すよう配置する等の対応をする」としてはいますが、重大な影響が生じないような対応として具体的にどのような対応が検討対象となるのかをご教示ください。また、回答にあたっては、そのように判断される根拠もあわせてお示しいただき、重大な影響が生じないと判断される理由を明確にしてください。</p>	<p>①保全対象に影響が発生する可能性があることは否めませんが、実行可能な環境保全措置として騒音の発生源となるパワーコンディショナーは住居から可能な限り離れた場所に設置することを今後の計画・設計を進める中で検討すること、また、事業実施想定区域に最も近い住居までは約200mの距離があり、騒音の距離減衰により影響が軽減されることから、施設の稼働に伴う騒音の影響の回避又は低減は可能と判断しました。なお、方法書の段階で施設の稼働に伴う騒音の影響が想定される場合は、環境影響評価の項目として選定し調査、予測、評価の手法を明らかにします。</p> <p>②騒音の発生源としてはパワーコンディショナーの稼働を想定しており、それらを住宅等の保全対象施設から可能な限り距離を確保することを検討いたします。</p>
			2次	<p>事業実施想定区域から最寄りの住宅まで200mの距離があり、騒音の距離減衰により影響が軽減されることですが、パワーコンディショナーのパワーレベルはどの程度であり、約200m離れた住居ではどの程度の寄与値となるかが想定されるのかをご教示ください。</p>	<p>パワーコンディショナーは今後選定する予定ですが、メーカーのカタログ値では65db～80db程度と想定します。仮に80dbの騒音が発生するパワーコンディショナーを設置した場合の200m離れた地点の騒音レベルの寄与値は、以下に示す音の伝播理論式から26dB程度になると想定します。</p> <p>【音の伝播理論式】</p> $L_A = L_{WA} - 8 - 20 \log r$ $= 80 - 8 - 20 \log 200$ $= 80 - 8 - 46$ $= 26$ <p>L_A : 騒音発生源からr(m)離れた地点の騒音レベル L_{WA} : 機器が発生する騒音レベル r : 騒音を発生する機器から計算地点までの距離</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-2	4-3	表4.1.2 計画段階配慮事項として選定・非選定とする理由【水質】	1次	<p>①現時点で保全対象に影響が発生する可能性を棄却できないのであれば、計画段階配慮事項として設定し、影響について調査、予測、評価を行う必要があるのではないのでしょうか。第2章の調整池計画及び排水計画を見る限り、現段階で影響を与えないと判断することは出来ませんが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②「周囲で水利用が想定される」とは、具体的にどのような水利用を指しているのかをご教示ください。</p> <p>③濁水防止を行うとのことですが、重大な影響が生じないような対応として、具体的にどのような対応が検討対象となるのか、山林と湿地帯それぞれについてご教示ください。また、回答にあたっては、そのように判断される根拠もあわせてお示しいただき、重大な影響が生じないと判断される理由を明確にしてください。</p>	<p>①保全対象に影響が発生する可能性があることは否めませんが、実行可能な環境保全措置として下記の③に示す施設整備後の濁水流出対策を今後の計画・設計を進める中で検討することから、地形改変及び施設の存在に伴う水質への影響の回避又は低減は可能と判断しました。なお、方法書の段階で地形改変及び施設の存在に伴う水質への影響が想定される場合は、環境影響評価の項目として選定し調査、予測、評価の手法を明らかにします。</p> <p>②井戸水や農業用水としての利用などを指しております。</p> <p>③本事業では、施設整備後において事業実施想定区域内の山林及び湿地帯から発生する濁水を貯留し、事業実施想定区域外の湿地帯への濁水流入を防止するため、以下の対策を実施する計画です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設整備後の雨水排水量が現況の雨水流出量と同等となるよう調整池を設置 調整池には、計画堆砂位より高い位置にオリフィス（常時水が流れる孔）を設置し、土砂等を沈殿させた後に放流 オリフィスの前面にはスクリーンを設置し土砂以外のごみ等の流入を防止 調整池内に堆積した土砂は、定期的な浚渫等による除去等を行い適切に管理 <p>なお、調整池の設置箇所は、今後検討し決定する予定ですが、上記の濁水防止対策の実施により事業実施想定区域外の湿地帯へ事業実施想定区域内から発生する濁水の直接流出を防止することにより重大な影響は回避可能と判断しています。</p>
			2次	<p>①1次回答の③において、「濁水の直接流出を防止」とされていますが、「排水は流すが、濁水は流さない」という趣旨でしょうか。また、「濁水」であるか否かは何をもって判断されるのでしょうか。濁りの程度として、重大な影響の回避が可能な程度をどのように判断されたのか、そのように判断された根拠も含めてお示しください。</p> <p>②計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成25年3月）の172ページでは、生態系の予測方法として、「水域の生態系では、場の消失だけでなく、構造物等の出現に伴う水の流れの変化といった間接的影響によっても重大な影響が生じる可能性があることから、環境条件が連鎖的に変化する状況を想定する等、定性的に予測することが望ましい。」とされています。また、植物・植生の専門家へのヒアリング（P4-52）において、「沼に生息する生物にも影響を与えないように水質面でも変化しないような対策が望まれる」と指摘されています。湿原は、周辺（特に上流）の水質（栄養塩など）等の環境変化に鋭敏に反応することから、生態系への影響を適切に評価するためにも水質を計画段階配慮事項として設定する必要があるのではないのでしょうか。改めて、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①「濁水の直接流出の防止」は、晴天時はオリフィスで土砂を沈降した後の上澄水が放流されるという趣旨です。ただし、降雨時にはオリフィスからも「濁水」が放流されると想定します。今後、放流先となる河川において降雨時の浮遊物質量を測定し、現況での濁水の状況を把握し、影響を回避するための調整池の構造を検討いたします。</p> <p>②ご指摘の通り、重要湿地の水環境の変化等が生じないように、重要湿地を避けたパネル配置を検討いたします。水質（水の濁り、栄養塩など）への影響が想定される場合は、方法書にて環境影響評価項目に選定し、調査、予測、評価の手法を明らかにします。</p>
4-3	4-3	表4.1.2 計画段階配慮事項として選定・非選定とする理由【土地の安定性】	1次	<p>①非選定の理由について、「事業実施区域の周囲」とは具体的にどの程度の範囲なのか、第3章の資料収集の範囲との整合性も含めてご説明願います。また、環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインにおいて、「切土・盛土を含む土地造成を行う」場合や、「森林を伐採する」場合については土地の安定性について十分な検討が必要とされていることを踏まえると、計画段階配慮事項として設定し、影響について調査、予測、評価を行う必要があるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>②事業実施に当たっては、事業実施想定区域の土地の地盤の強度や傾斜等が太陽光パネルを設置しても問題ないものであるかを調べる必要があるのではないかと考えますが、今後の調査方針について、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①「事業実施区域の周囲」は具体的には1:50,000の図面の範囲に示される範囲を示しております。現時点では、極力土地の造成や森林伐採を行わない方針としていますが、太陽光パネル等を設置する範囲の造成計画までは検討していないことから、非選定といたしました。なお、今後の造成計画では、森林の伐採範囲や切土・盛土の量等を含め、林地開発許可申請の中で災害発生を防止するための設計を進める予定としているため、方法書の段階で地形改変及び施設の存在に伴う土地の安定性の影響が想定される場合は、環境影響評価の項目として選定し調査、予測、評価の手法を明らかにします。</p> <p>②ご指摘のとおり、地盤強度や地質条件等も今後の詳細調査にて把握し、実施にむけた検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-4	4-3	表4.1.2 計画段階配慮事項として選定・非選定とする理由【廃棄物等】	1次	経済産業省の発電所に係る環境影響評価の手引では、「事業終了後に建造物の撤去または廃棄が行われることが予定されている場合、産業廃棄物の発生が想定されることから、参考項目として設定する。」とされています。発生する産業廃棄物について、他法令に沿った処理を行うことは当然であり、非選定とする理由にはならないと考えますが、事業者の見解を伺います。	配慮書の段階では、太陽光パネルの設置範囲を複数案検討しているレベルであり、設置する太陽光パネルの種類や架台の構造等も未定の状況のため、発生する産業廃棄物の種類や量を算定することができません。今後、太陽光パネルの種類、架台の構造、パワーコンディショナーの設置台数等を検討し、方法書の段階で地形改変及び施設の存在に伴う産業廃棄物を環境影響評価の項目として選定し、法令に基づく適正処理を行うことに加え、調査、予測、評価の手法を明らかにします。
			2次	図書P2-24の表2.2-4において、太陽電池の枚数が記載されています。現時点で少なくともこれだけのパネルを設置する計画であるならば、一定程度以上の産業廃棄物の発生が想定されるのではないのでしょうか。詳細の計算は行えないとしても、配慮書段階で産業廃棄物の発生について予測、評価を行うべきではないか、事業者の見解を伺います。	ご指摘のとおり、事業期間中は太陽光パネルの破損等、事業期間終了後は太陽光パネル等の撤去に伴い産業廃棄物が発生すると想定していますが、廃棄物処理法等の法令に従い適正に処理する計画ですので、配慮書段階での配慮事項としての選定は不要と判断しました。ただし、方法書の段階では、地形改変及び施設の存在に伴う産業廃棄物を環境影響評価の項目として選定し、調査、予測、評価の手法を明らかにいたします。
4-5	4-8	1) 調査項目【反射光】	1次	太陽電池配置検討エリアから最も近い住宅等が約200mの位置に存在していますが、JR根室本線が最も近いところではほぼ同距離に通っています。調査対象としなかった理由を伺います。	本来であれば調査対象として「鉄道」となるJR根室本線も記載すべきでした。方法書の段階で、調査対象として追記・修正し、整理いたします。なお、JR根室本線の最も近い場所としてはⅢ案の最南東端の場所で約280mの距離になります。
4-6	4-8	3) 調査地域【反射光】	1次	反射光が確認できる距離について、垂直視野角を参考としていますが、建造物の輪郭がはっきり見えるかどうかや、圧迫感があるかどうかといった指標と、パネルに反射した光が到達する範囲に因果関係はあるのでしょうか。	視野状況に関する指標と反射光の到達範囲に関する因果関係については把握しておりません。なお、反射光の到達範囲については、パネルの配置計画が確定したうえで改めてシミュレーション等による検討を進める予定で、配慮書では過去の事例を参考に垂直視野角での整理といたしました。
			2次	参考にした過去の事例についてお示しください。	(仮称)CS宮城加美町太陽光発電事業計画段階配慮書を参考といたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答																					
4-7	4-15	2)評価結果【反射光】	1次	<p>①複数案の中では1案の改変面積が最も小さく、影響が小さいと評価されていますが、1案は最もパネルが密集する計画でもあります。パネルの設置範囲は確かに小さくなり、それに伴ってパネルを視認できる範囲が狭くなるという理屈は理解できますが、パネルが密集することで、反射される光が強くなり、一部地域にはより強い影響が生じる可能性や、より遠くまで光が届くようになる可能性はないのでしょうか。</p> <p>②1案が改変面積が少ないため反射光による影響が小さいと評価していますが、1～111案のいずれも近接する住宅等からの距離は変わらないことから、1案が最も影響が少ないとは言い切れないのではないかと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>③今後の留意事項として、1案～111案以外に、太陽光パネルの配置を検討することは挙げられていませんが、検討が不要であると判断されている理由をご教示ください。</p>	<p>①本事業で設置する発電所の出力は、1案～111案ともに49,900kW程度（交流）、65,000kW程度（直流）の計画です。詳細は今後検討する予定ですが、上記の発電出力を確保するため、1案は111案又は111案より設置面積が小さいことから、1枚当りの出力が大きい太陽光パネルを設置することとなります。また、111案又は111案は、1案に比べ設置面積が大きいことから、太陽光パネル1枚当りの出力は1案より小さいものを設置することとなります。1案～111案ともに採用する太陽光パネルは今後決定することとしているため、現段階で各案の太陽光パネルの設置枚数や密度は決定していません。以上のような検討状況を踏まえ、配慮書では太陽光パネルの設置面積が最も小さい1案が影響は小さいと評価しました。</p> <p>②ご指摘のとおり、1～111案のいずれも近接する住宅等からの距離は変わりませんが、1案が太陽光パネルを敷設する面積が最も少ないことを勘案し評価いたしました。</p> <p>③配慮書段階では、1案～111案を基本とした留意事項を記載しました。方法書の段階で、1案～111案を基本としつつ、より影響が最小となる配置計画を検討する旨を記載いたします。</p>																					
			2次	<p>①太陽光パネル1枚当たりの出力が大きいパネルと小さいパネルでは、大きさ、重量など、具体的にどのような違いがあるのでしょうか。また、反射光による影響やリサイクル技術の確立状況に差はないのでしょうか。</p> <p>②図書P2-21において、「設置幅を狭めることで、改変面積を小さくした」と記載されており、P2-24の表2.2-4において、太陽電池の枚数及び1枚当たりの出力には幅がない計画となっています。当然、今後の詳細設計によってこれらの数値に修正が入ることは考えられますが、現時点の1案～111案の検討において、「1枚当りの出力が大きい太陽光パネルを設置すること」は特に考慮されていないのではないのでしょうか。本事業の計画の検討状況を改めてご確認いただき、その上でパネルが密集することと、反射光による影響の関係性について改めて見解をお示しください。</p> <p>③本ページの留意事項には、反射光等による近隣民家への影響が極力発生しないよう残置森林の配置を計画するとあります。P.2-5の航空写真をみると、区域北部にある農地の端部まで配置検討エリアとして設定しており、現計画では最も改変面積が小さい1案であっても民家とパネルの間に残置森林を配置する余地がないように思われますが、本留意事項を実行するのであれば、配置検討エリアの再設定が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>①太陽光パネルメーカーのカatalog値を確認した限りでは、1枚当たりの出力が大きい物は発電量が小さい物に比べ、大きさ、重量などが大きくなります。具体的な大きさ、重量は、メーカーにより異なりますが、太陽光パネル1枚当たりの出力と概ねの大きさ、重量は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">【太陽光パネル1枚当たりの大きさ、重量】</th> </tr> <tr> <th>出力</th> <th colspan="2">大きさ(長さ×幅×厚さ)</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400W～440W</td> <td>1.7m×1.1m</td> <td>×30cm～35cm</td> <td>21kg～24kg</td> </tr> <tr> <td>450W</td> <td>2.1m×1.1m</td> <td>×30cm～35cm</td> <td>24kg～25kg</td> </tr> <tr> <td>500W～600W</td> <td>2.3m×1.1m</td> <td>×30cm～35cm</td> <td>28kg～32kg</td> </tr> <tr> <td>600W以上</td> <td>2.4m×1.3m</td> <td>×30cm～35cm</td> <td>30kg～35kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>反射光の対策としては、太陽光パネルの保護用ガラスに凹凸の加工を施し、反射光を拡散させる技術や反射防止膜を加工する技術が普及しているものと認識しています。リサイクルについては、一般社団法人太陽光発電協会の資料によると、太陽電池セルから金属を抽出し再利用する技術は確立されていますが、保護用ガラスについては再利用先を今後検討する必要があるとされています。なお、現段階では太陽光パネル1枚当たりの大きさが変わることに伴う反射光の影響及びリサイクル技術の確立状況の差は把握しておりません。</p> <p>②採用する太陽光パネルは今後決定することとしているため、現段階で各案の太陽光パネルの出力等による調整は決定していません。反射光による影響の関係性においても詳細が確定したうえで、改めて検討いたします。</p> <p>③配慮書に示した1～111案は、ご指摘のとおり北側の敷地境界端部まで太陽光パネルを設置する計画としているため、今後、反射光を含めほかの環境要素への影響も可能な限り少なくすることを念頭において太陽光パネルの配置を検討いたします。</p>	【太陽光パネル1枚当たりの大きさ、重量】				出力	大きさ(長さ×幅×厚さ)		重量	400W～440W	1.7m×1.1m	×30cm～35cm	21kg～24kg	450W	2.1m×1.1m	×30cm～35cm	24kg～25kg	500W～600W	2.3m×1.1m	×30cm～35cm	28kg～32kg	600W以上
【太陽光パネル1枚当たりの大きさ、重量】																										
出力	大きさ(長さ×幅×厚さ)		重量																							
400W～440W	1.7m×1.1m	×30cm～35cm	21kg～24kg																							
450W	2.1m×1.1m	×30cm～35cm	24kg～25kg																							
500W～600W	2.3m×1.1m	×30cm～35cm	28kg～32kg																							
600W以上	2.4m×1.3m	×30cm～35cm	30kg～35kg																							
追加 4-17	4-17 4-45	表4.3-6、表4.3-20 重要な種の選 定基準 (動物、植 物)	1次																							
			2次	<p>『北海道生物の多様性の保全等に関する条例』のカテゴリーにおいて、次の「」内の文字が抜けているので修正願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定：指定希少野生動物「植」物種 ・特定：特定希少野生動物植物「種」 ・道急：生息「地」等保護区 	ご指摘のとおり、方法書にて追記・修正いたします。																					

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-8	4-18 ~21	表4.3-7~12 文献その他の 資料等で確認 された重要な 種	1次	事業実施想定区域における動物の生息環境区分が、対象種の利用環境に関する知見から適切とはいえない箇所があります。たとえば、ミサゴ、オジロワシ、オオワシについて本図書では、「河川（・湖沼）」を主な生息環境としていますが、これらの鳥類は営巣地やねぐら、休息場として森林を利用することから、森林についても主な生息環境として加える必要があると考えられます。上記の鳥類種および複数の環境を利用するその他の動物種についても、同様に、適切な生息環境区分に分類する必要があると考えますが、事業者の見解をお示しください。	P4-39の表4.3-18にて代表環境別の区分をするため、あくまで各種の代表環境として整理いたしました。今後作成する環境影響評価図書では、複数の環境を利用する種については、それぞれの生息環境に及ぼす影響について考慮し、適切に予測及び評価を実施します。
4-9	4-29 4-33	(3)専門家等 へのヒアリング	1次	収集した文献から情報は得られていませんが、は虫類、両生類の専門家から、トウキョウトガリネズミの生息についての指摘があるなど、事業実施想定区域の周辺はトウキョウトガリネズミが生息している箇所が存在する可能性があると考えられます。ヒアリングを行った哺乳類の専門家は主にコウモリ類についての知見をお持ちの方かと思われませんが、トガリネズミ科に関する専門家からヒアリングを実施する必要性について、事業者の見解をお示しください。	今回対応いただきました爬虫類・両生類の専門家の方も当該地域におけるトガリネズミの生息情報に精通されているため、今後の調査計画については改めて同専門家の方へヒアリングを実施する予定としております。
			2次	事業実施想定区域及びその周辺には、トウキョウトガリネズミが生息していると指摘されており、その生息状況を把握するためには適切な調査を実施することが重要であると考えます。ピットフォールトラップの設置については、調査地点の環境によって捕獲数に大きな差が生じることなどから、設置数は、一地点あたり（環境区分毎に）少なくとも20~30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。また、トウキョウトガリネズミは体重が軽く通常のシャーマントラップでは捕獲できない可能性が高いこと、ピットフォールトラップでは短時間で回収しないと死亡させることになりかねないことから、本種については調査精度の確保や希少種の保護上の問題も多くありますが、現時点における調査手法に関する事業者の見解を伺います。	専門家ヒアリングでもご指摘の内容に関する助言等をいただいております。今後実施する現地調査でもそれらを助成した調査計画のもとで進める予定としております。具体的な地点数やエリアにおいても、改めて専門家へのヒアリングを行い、妥当性も確保したうえで調査を進めてまいります。
4-10	4-29 4-30 4-33 4-34	(3)専門家等 へのヒアリング 結果概要	1次	いずれの専門家も湿地環境における生物多様性について意見しており、より慎重な調査や検討が求められていますが、当該地域において事業を実施することに対する事業者の生物多様性保全の認識についてご教示願います。	事業実施想定区域は、「慎重な調査や検討が求められる」場所に計画していますが、今後実施する各種調査結果を踏まえ、生物多様性の保全を実行可能な範囲で確保することで、事業の実施は可能と判断しています。
			2次	「生物多様性の保全を実行可能な範囲で確保する」とのことですが、どの程度の影響であれば生物多様性が確保されていると判断されるのか、基準として想定されている内容について、事業者の見解をお示しください。なお、対象とする種によって基準となり得る内容は異なると考えますので、根拠も含め、具体的に回答願います。	事業実施想定区域周辺における上位性、典型性、特殊性に該当する生物相の生息・生育環境等が維持されていることを生物多様性確保の判断基準として考えております。具体的には、上位種となるオジロワシ、オオワシ、ヒグマなどの生息、並びに地域環境（湿地環境）に特化したサンショウウオ類や湿性植物等の生息・生育確認を評価指標とすることを考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-11	4-29 ~34 4-52	専門家等へのヒアリング	1次	<p>①事業者の対応に具体性がありません。専門家から聴取した意見について、どのように配慮書に反映したのか、また反映していない意見についてはその理由をお示しください。</p> <p>②また、文献として専門家から提示のあった「北海道東部鳥類目録」、「釧路昆虫同好会」、「北海道外来植物便覧」、「北海道のシダ入門図鑑」について、配慮書において反映する必要があったと考えます。速やかに文献を確認し、配慮書から漏れた重要種にどのようなものがあるか、お示しください。</p> <p>また、「北海道の鳥類目録」は「北海道鳥類データベース・藤巻版」と同じものですか。合わせてご教示願います。</p> <p>③その他、専門家からシマフクロウ、ハマシギ、クイナ類、キタサンショウウオ、ニホンザリガニ等の生息可能性についての指摘がありますが、これらについて図書に反映する必要はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①現地での生息・生育がすでに確認されている種については確認種リストに盛り込んでおりますが、可能性がある場合の情報については、方法書に掲載いたします。また、他専門家へのヒアリングや関係文献については、方法書以降の手続きにて対応を進めてまいります。</p> <p>②ご指摘いただいた文献に示されている種のうち、重要種に該当する種については現在精査中です。「北海道の鳥類目録」は「北海道鳥類データベース・藤巻版」と同じものになります。</p> <p>③①にも記載した通り、ご指摘いただいた種はいずれも生息の可能性があるということで、配慮書にはヒアリング記録として記載し、方法書以降の手続きにて掲載する予定としております。</p>
			2次	<p>1次質問②において、「現在精査中」と回答されていますが、精査結果をお示しください。また、専門家から提示のあった文献の配慮書への反映を不要と判断した理由、及び配慮書作成時における地域特性の把握の重要性に対する事業者の見解をお示しください。</p>	<p>「現在精査中」とした重要種の整理にはまだ時間を要する状況のため、方法書にて結果をお示しします。専門家から提示のあった文献については、配慮書への反映を不要としたわけではなく、一般公開やWeb上で公開されていない入手困難な文献も含まれていたため、方法書作成段階までに入手したうえで、整理することを考えておりました。</p> <p>配慮書作成時における地域特性の把握は、一般的に入手可能な文献から情報を整理し、その結果を踏まえ、専門家ヒアリングにて該当地域に生息・生育する動植物の情報、事業実施の際の留意事項について助言をいただくことと判断しております。</p>
4-12	4-31	表4.3-15 専門家等へのヒアリング結果概要（鳥類）	1次	<p>アイヌに関連する専門家や魚類の専門家へのヒアリングの実施について意見がありますが、今後、これらの専門家にヒアリングを実施する予定はあるでしょうか。ある場合はどの段階までに実施するのか、しない場合はその理由についてご教示願います。</p>	<p>アイヌに関連する専門家並びに魚類の専門家へのヒアリングを実施し、方法書にその結果を記載いたします。</p>
			2次	<p>①重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを適切に評価するためには、地域特性を適切に把握することが重要であり、配慮書作成時にアイヌに関連する専門家や魚類の専門家へヒアリングを実施する必要があったのではないのでしょうか。配慮書作成時にヒアリングを実施しなかったことを妥当とする理由をご教示ください。</p> <p>②方法書作成時に行うヒアリングについては、アイヌ関連や魚類に限らず、各項目において地域の状況に精通した複数の専門家を対象として実施することが望ましく、また、ヒアリング結果を踏まえて事業計画の見直しや具体的な調査・予測・評価の手法を検討することが重要であると考えますが、どのような対応を想定されているか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①専門家ヒアリングにおいては、生物相に関する情報を得ることを優先し進めておりました。魚類の専門家については調整等が困難な状況だったため、今回掲載がない状況となっております。</p> <p>②方法書作成時には、今回掲載できなかったアイヌ関連及び魚類・底生動物関連の専門家のほか、地域の状況に精通した専門家の方にもヒアリングを実施いたします。また、他関連項目においても調査方法に関するヒアリングを実施し、事業計画に関する内容や具体的な調査、予測、評価に向けた助言等をいただく予定です。</p>
4-13	4-39	重要な種への予測結果	1次	<p>P4-18では、主な生息環境として「草原・森林」と整理されていたカラフトアカネズミやハントウアカネズミが、草地のみを主な生息環境として整理されているなど、複数の環境を利用する種の生息環境が正確に反映されていません。「※2.生息環境の区分については、対象種の代表環境として整理した」とのことですが、複数の環境を利用する動物種について、代表環境に限らず、全ての生息環境を対象として影響の予測を実施すべきと考えますが、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>今後作成する環境影響評価図書では、複数の環境を利用する種については、それぞれの生息環境に及ぼす影響について考慮し、適切に予測及び評価を実施します。</p>
追加 4-18	4-43	2)評価結果【動物】	1次		
			2次	<p>①本評価に当たっては、重要な種にトウキョウトガリネズミを含めずに予測がされていますが、トウキョウトガリネズミを含めた場合の予測・評価結果をご教示ください。</p> <p>②トウキョウトガリネズミの生息状況に係る現地調査結果について、どのような調査結果の場合にどのように太陽光パネルの配置を検討されるのか、また、どのような環境保全措置が想定されるのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①トウキョウトガリネズミの生息環境は草原、湿地に該当することから、現在配慮書に示している予測・評価結果と同じ内容を想定しております。</p> <p>②トウキョウトガリネズミに限らず、そのほかの重要な種の生息状況の結果を踏まえつつ、生息環境となる草原、湿地を避けたパネル配置を検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-19	4-46	表4.3-21文献 その他の資料 等で確認され た重要な種 【植物】	1次		
			2次	北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく指定希少野生動植物であるキバナノアツモリソウが確認されていることから、調査に当たっては現地調査の徹底により分布状況を精緻に把握するよう努めてください。 また、生育が確認された場合、栽培の難易度の高い分類群であることも踏まえ、その生育に影響が生じることのないよう、影響の回避及び十分な低減に向け、どのような対応を想定されているかをご教示ください。	ご指摘のとおり、現地調査において十分に生育及び分布状況を詳細に把握いたします。また影響の回避及び十分な低減に向けて、パネル等の配置は本種の生育環境の改変を避けた計画を検討いたします。
追加 4-20	4-58	(3)法令等により指定されていないが地域により注目されている種・場等【生態系】	1次		
			2次	専門家等へのヒアリング結果は、動物及び植物にて得られた内容を反映したとのことですが、重要な自然環境のまとまりの場の分布等に関する情報を収集する目的がある旨を説明した上で、ヒアリングを実施されたのでしょうか。説明されていないのであれば、当該ヒアリング結果をもって必要な情報が収集できているとは言えないのではないのでしょうか。事業者の見解をお示しください。	重要な自然環境のまとまりの場の分布に関する情報はヒアリング実施にも提示しており、種の生息・生育情報だけでなく、それらを取り巻く環境についても共有させていただいており、地域環境に関する十分な情報が得られていると考えております。
追加 4-21	4-63	2)予測手法【生態系】	1次		
			2次	計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成25年3月）の172ページでは、生態系の予測方法として、「広域の生態系ネットワークに対しては十分な範囲を想定し予測することが望ましい」、「水域の生態系では、場の消失だけでなく、構造物等の出現に伴う水の流れの変化といった間接的影響によっても重大な影響が生じる可能性があることから、環境条件が連鎖的に変化する状況を想定する等、定性的に予測することが望ましい。」とされています。本事業の地域特性を踏まえた予測手法として、直接的な改変の有無による影響のみとしたことが妥当であるか、事業者の見解をお示しください。	現時点ではパネルの配置並びに施工計画等も検討中の段階であるため、水質への重大な影響が生じないよう具体的な対策を講じることで影響が低減・回避できると評価しておりました。方法書の段階で地形改変及び施設の存在に伴う水質の影響が想定される場合は、環境影響評価の項目として選定し調査、予測、評価の手法を明らかにします。
追加 4-22	4-71	(1)主要な眺望点の分布状況	1次		
			2次	質問番号4-5において、JR根室本線を反射光の調査対象とすべきであったと回答されていますが、眺望点とする必要性について、事業者の見解をご教示ください。 なお、環境省ホームページである「太陽光発電事業計画策定にあたって配慮すべき希少種の生息地について」(https://kushirodata-center.env.go.jp/meeting/solar_webmap.html)において、主要な展望地に「馬主来沼（JR根室本線からの眺望）」が挙げられていることを踏まえて、ご回答ください。	ご指摘のとおり、主要な展望地に「馬主来沼（JR根室本線からの眺望）」が挙げられていること、景観要素としても主要な眺望点は「不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」と定義されていることを踏まえ、方法書の段階にて、追記・修正いたします。
4-14	4-72	表4.3-36(1)景観資源の改変の程度の予測結果	1次	湖沼の馬主来沼について、予測結果の欄が空欄となっていますので、予測結果をお示しください。	低層湿原の予測結果（直接的な改変はない）の内容と同じになります。方法書以降の手続きにて、修正・追記いたします。
			2次	直接的な土地の改変はないとのことですが、湿原は周囲の変化の影響を大きく受けることから、周辺部改変により直接的な土地の改変と同等の影響、つまりは重大な影響が生じるおそれがあるのではないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	ご指摘の通り、直接的な土地の改変はないですが、周囲の変化の影響を受けるものと考えております。このため、景観資源の改変を回避するようなパネルの配置を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-15	4-77	2)評価結果【景観】	1次	<p>主要な眺望景観については今後の手続きにより重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能としていますが、景観資源の直接改変については1案の改変面積が最も小さいことしか記載されていません。影響が生じる可能性があるのであれば、方法書以降における回避・低減策を示す必要があると考えますが、事業者の見解をご教示願います。</p>	<p>景観資源の直接改変による影響を可能な限り低減することを念頭におき、太陽光パネルやその他管理用道路等の配置検討を進める方針です。上記の検討の経緯は、方法書に記載いたします。</p>
			2次	<p>①馬主来自然公園の展望台から馬主来沼方向を臨んだ場合（事業実施想定区域付近の状況の地点3及び4）、事業計画区域の東側斜面の樹木を伐採し太陽光発電施設を設置した場合は眺望が改変され影響が大きいため、斜面への太陽光発電施設の設置は避けることが望ましいと考えますが、今後の太陽光パネル等の配置等の検討に係る事業者の見解をお示しください。 ②今後の評価に当たっては、視認しやすい晴天の日を想定してフォトモンタージュを作成こととし、眺望点やゾーニング区分毎に四季（春季・夏期・秋期・冬期）を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mm フィルム換算）で撮影した写真で複数枚作成してください。 ③今後の留意事項として身近な視点場における景観の状況について検討する旨の記載がありますが、p. 4-81の人と自然との触れ合いの活動の場の状況にて、景観の変化によるアイヌの伝統儀式の場としての価値への影響に触れていることから、景観の項目においても眺望点としての利用の観点以外も留意する必要があるとして、評価する必要はないか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①ご指摘のとおり、東側斜面に太陽光パネルを設置した場合には眺望への影響が懸念されるため、眺望点からの影響も踏まえた形でパネルの配置を検討いたします。 ②ご指摘のとおり、今後の評価ではフォトモンタージュを作成し、眺望点からの状況を把握するようにいたします。 ③アイヌの伝統儀式の場としての価値については、景観的な要素も含めた形で「人と触れ合いの活動の場の特性への影響」で評価を行っていることから、景観の項目としても内容が重複することになると判断いたしました。</p>
4-16	4-84～86	表4.4-1 環境影響が考えられる項目についての評価の結果	1次	<p>Ⅰ～Ⅲ案を設定しているものの、すべての環境要素の評価結果でⅠ案が最も影響が少ないと評価されていますが、それぞれの環境要素毎に、Ⅱ案又はⅢ案になりうる場合について、事業者の見解を伺います。</p>	<p>Ⅱ案又はⅢ案で検討中の面積がⅠ案よりも広いことから、採用する太陽パネルの設置枚数や密度の調整が可能となることから、視覚的な影響要素である反射光や景観の面でⅠ案よりも影響を低減できるような検討が可能であると考えております。</p>
追加 4-23	4-84	【動物】方法書以降の手続き等において留意する事項	1次		
			2次	<p>「必要に応じて太陽光パネルの配置及び環境保全措置を検討する。」とされていますが、 ①太陽光パネルに関しては、配置のみが検討対象であり、環境影響の回避又は低減を目的とした枚数の削減（発電所出力規模の縮小を含む。）は検討されないのでしょうか。理由も含め、事業者の見解をお示しください。 ②太陽光パネルの配置を検討される際には、太陽光パネルの設置に適さない場所を検討されるものと考えますが、現地調査等により把握される動物の生息状況がどのような場合に、どのような範囲に対し、太陽光パネルを設置しないと判断されることを想定されているか、ご教示ください。 ③環境保全措置として、現時点でどのような対応を想定されているかをご教示ください。なお、質問番号4-10で『事業実施想定区域は、「慎重な調査や検討が求められる」場所に計画』されていると認識されていると回答されており、想定される環境保全措置がなければ、「重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能である」との評価結果にはならないと考えます。文献調査からオジロワシ等の注目すべき生息地が確認され、また、専門家ヒアリングではその繁殖の可能性が指摘されていることも踏まえ、具体的にどのような環境保全措置を想定されているかがわかる回答としてください。 また、他事業の実績等で把握されている事例がある場合には、あわせてお示しください。</p>	<p>①現時点では配置を優先とした検討となりますが、環境影響の回避又は低減を目的としておりますので、今後枚数の削減（発電所出力規模の縮小を含む）など具体的な内容を検討いたします。 ②今後現地調査の結果を踏まえ、重要な種の生息場、繁殖地、移動経路の状況を把握したうえで、影響が可能な限り小さくなるよう太陽光パネルの配置を検討いたします。その際、低減・代償措置が困難で、回避措置が必要と判断される場合は、太陽光パネルを設置しない範囲といたします。 ③具体的な環境保全措置として、重要な種の生息場、繁殖地、移動経路となる環境を避けた配置計画（太陽光パネルや関係設備等）を前提として考えております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-24	4-85	【植物】 方法書以降の 手続き等にお いて留意する 事項	1次		
			2次	<p>「必要に応じて太陽光パネルの配置及び環境保全措置を検討する。」とされていますが、</p> <p>①太陽光パネルに関しては、配置のみが検討対象であり、環境影響の回避又は低減を目的とした枚数の削減（発電所出力規模の縮小を含む。）は検討されないのでしょうか。理由も含め、事業者の見解をお示してください。</p> <p>②太陽光パネルの配置を検討される際には、太陽光パネルの設置に適さない場所を検討されるものと考えますが、現地調査等により把握される植物の生育状況及び植物群落の現状がどのような場合に、どのような範囲に対し、太陽光パネルを設置しないと判断されることを想定されているか、ご教示ください。</p> <p>③環境保全措置として、現時点でどのような対応を想定されているかをご教示ください。なお、質問番号4-10で『事業実施想定区域は、「慎重な調査や検討が求められる」場所に計画』されていると認識されていると回答されており、想定される環境保全措置がなければ、「重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能である」との評価結果にはならないと考えます。文献調査から重要な種及び重要な植物群落が確認されていることを踏まえ、具体的にどのような環境保全措置を想定されているかがわかる回答としてください。</p> <p>また、他事業の実績等で把握されている事例がある場合には、あわせてお示してください。</p>	<p>①現時点では配置を優先とした検討となりますが、環境影響の回避又は低減を目的としておりますので、今後枚数の削減（発電所出力規模の縮小を含む）も検討する予定としております。</p> <p>②今後現地調査の結果を踏まえ、重要な種の生育環境を把握したうえで、影響が可能な限り小さくなるよう太陽光パネルの配置を検討いたします。その際、低減・代償措置が困難で、回避措置が必要と判断される場合は、太陽光パネルを設置しない範囲といたします。</p> <p>③具体的な環境保全措置として、重要な種の生育環境となる環境を避けた配置計画（太陽光パネルや関係設備等）を前提として考えております。</p>
追加 4-25	4-85	【植物】 方法書以降の 手続き等にお いて留意する 事項	1次		
			2次	<p>「濁水等の流入が生じないような計画や工法を検討し、」とされていますが、「等」の内容を具体的にお示してください。また、そのように判断される根拠をあわせてお示してください。</p>	<p>「等」については土砂も含めた内容を示しております。植物の生育環境への影響は、濁水だけでなく土砂の流入も要因になると判断いたしました。</p>
追加 4-26	4-85	【生態系】 方法書以降の 手続き等にお いて留意する 事項	1次		
			2次	<p>「必要に応じて環境保全措置を検討する」とされていますが、環境保全措置として、動物・植物の項目で回答した以外に、現時点で想定されている環境保全措置がある場合には、その内容を具体的にお示してください。</p> <p>また、他事業の実績等で把握されている事例がある場合には、あわせてお示してください。</p>	<p>現時点では動物・植物の項目で回答した以外の具体的な環境保全措置は検討しておりません。また、他事業の実績等で把握している事例等はございません。</p>